

独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての見直しの状況

様式8

支出元独立行政法人 の名称	支出元独立行政法人 の法人番号	交付又は支出先法人名 称	契約の相手方の法人番 号	名目・趣旨等	交付又は支出額	(会費の場合) 支出先法人が定める会 費一口当たりの金額、も しくは最低限の金額	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の 有無
									公益法人の区分	国認定、都道府 県認定の区分		
独立行政法人 鉄道建設・運輸施 設整備支援機構	4020005004767	公益財団法人 鉄道総合技術研究 所	3012405002559	鉄道技術開発費 補助金	59,000,000		令和4年4月27日 (令和3年5月7日)		公財	国認定	当該補助金は、鉄道技術開発を促進し 技術水準の向上を図ることを目的とし て、(公財)鉄道総合技術研究所を始 め技術研究組合、鉄道事業者、メー カー等の鉄道分野に関する技術開発 を実施する能力を有する法人が行う、 安全対策、環境対策に係る技術開発 等に要する費用の一部について、予算 で定める国の補助金の交付を受け、こ れを財源として、効率的な執行の観点 から機構において交付するものであ り、(公財)鉄道総合技術研究所は当 該補助金の交付を受けている法人の 一つである。当該補助金の交付に当 たっては、国土交通省に設置された各 分野の専門家からなる鉄道技術開発 課題評価委員会において、より効率 的、効果的な技術開発にするため、必 要性、効率性及び有効性の観点から 事前評価が行われた技術開発に対し て交付を行っている。また、同様の観 点で事後評価も行われており、今後と も当該支出の透明性を図るため、適切 に実施していく。	有

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

(注4)公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。